



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ウェーバー理論とピューリタン植民地
Author(s)	大山, 綱夫
Citation	基督教学, 10, 25-26
Issue Date	1975-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46312
Type	journal article
File Information	10_25-26.pdf



た独立派のものとも異なり、あくまでも信教の自由に根ざしながら、教会の独立性に立つて政治的自由さらにはかれに固有の市民社会形成を志向するものであった。この意味において、のちのJ・ロックの寛容論の先駆たりうるものと考えられる。

ウェーバー理論と

ピューリタン植民地

大山 綱夫

マックス・ウェーバーは、近代西欧にみられる資本主義を、人類の歴史と共に古い「賤民資本主義」から區別し、その特質を「自由な賃金労働者たちの労働の上に築かれる合理的産業組織を中心に展開する営利経済」とみ、それを突き動かしてきたエートスを「資本主義の精神」と呼び、この背後に「プロテスタンティズムの倫理」をみることにより、両者の間に因果適合性があるとした。その例証として、ウェーバーは、しばしばアメリカ

における、いわゆるピューリタン植民地を用いている。果してウェーバー理論は、ピューリタン植民地に適用しうるものなのか。

ウェーバーは、ピューリタニズム教義の特色を預定にみたが、ペリー・ミラーらの如く契約にその特色をみる場合、経済行動は契約の成就を第一とするのであって、「絶えまない職業労働」を必ずしも結果しない。またピューリタン指導者は、中間的富裕にとどまれと説き、蓄財を空しいものとみなしており、商人層の経済行動の発展性との間には、緊張関係がみられたといわれている。ピューリタニズムと経済生活とは緊張関係にあったとするほうが、ピューリタン植民地の実相に近い。

ウェーバーは、アメリカにおける南北植民地の差異を指摘する。しかし、営利活動の適正化措置では南北に差はなく、高利制限や正当価格による暴利牽制措置は、マサチューセッツのみならずヴァージニアにもみられる。また禁欲に関しても南北に差を置くことは難かしい。北部における貿易は、アメリカ全般の貨幣不足から、バーター形式が多く、交換物の消費生活への利用等から考え、世俗内禁欲については過大評価は控えねばならないだろう。

マサチューセッツでなされた節約立法をあげるならば、同種のものはヴァージニアにもみられる。さらにまた産業の種類と数において、北部が南部をしのいだということもいえない。自給自足傾向のため、立地条件があれば、産業の設立は北部に限定されずにみられた現象である。いずれにせよ、宗教的ニュー・イングランド対世俗的南部という図式は、現在の実証研究では、保証されない。

ウェーバーは、近代資本主義の特色を自由労働と合理性にみたが、ピューリタン植民地に関しては、ベンジャミン・フランクリンをひとつのフィルターとしたために、誤解したといわねばならない。植民地の労働力は、フランクリンのような自由人の労働のみによって構成されていたのではなく、植民地人口の約半分を占める、ふつう七年契約の年季契約奉公人の不自由労働の割合のほうが大きかったのである。マサチューセッツも例外ではなく、一七一〇年には、八〜二十五歳の男性年季奉公人をひとり導入すれば、その導入者には四〇シリングの奨励金を与えるという決定すらなされている。また経済活動の合理性についていえば、これはある程度の予見可能性を前提としているが、北部主産業の貿易は、対西イン

ド諸島の場合にしても対ヨーロッパの場合にしても、それぞれに不安定要因があり、リスクが高かった。貿易業の隆盛に言及するならば、経済行動の合理性よりは、一種の投機性と、イギリスのいわゆる「有益な怠慢」政策とを探らねばならないであろう。

現在の実証研究は、ウェーバー理論のピューリタン植民地への無修正の適用をゆるさないであろう。ピューリタン植民地にみられる経済発展は、宗教的動機に強く基礎を置くというよりは、それを一要因としつつも、イギリス重商主義政策下およびフロンティア状況下で、植民地政治を利用しつつ生存をはかろうとした努力の結果とみるべきであろう。理念型とは、ウェーバー自身の言葉を借りれば、「歴史的現実には暴力を加えるものである」が、ピューリタン植民地に関して、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」とを因果関係的に論じるのは、まさしく理念型暴力であって、実証研究の成果には即さない。ウェーバーの着想を生かしていいるとすれば、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」との間には、相関関係は認めうる、というにとどまるであらう。